

母子世帯の当事者組織の意義と歴史的展開 —— 日本における主要な当事者組織を事例として ——

大友優子*

要旨

日本の母子世帯の当事者組織として、主要な3つの当事者組織を取り上げ、組織化の背景、展開過程と活動内容、特に政策への関与状況を明らかにした。

3つの当事者組織に共通する特徴は「死別、離別、未婚・非婚等の類似した背景を持つ者同士が集まりやすい」と「母子世帯の問題に包括的に取り組む必要がある」ことであった。また、いずれの組織においても母子世帯の問題に取り組むために、生活全般に関わる幅広い事業を展開し、母子福祉の政策形成に影響力を与えるために政治的活動を展開していたことが明らかになった。

離別母子世帯の増加に伴い、児童扶養手当等の母子福祉予算が削減される方向にある。これに対抗するべく、当事者組織は政治的活動を行ってきた。しかし、児童扶養手当についてみる限り、譲歩を勝ち取ることはあったが、結果的には後退を余儀なくされている。

キーワード

母子世帯、当事者組織、事例検討、政治的活動

I. はじめに

近年、急増する離婚に比例するかたちで児童扶養手当受給者は増え続けている。政府は2003年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、児童扶養手当中心の支援から就業・自立へ向けた総合的な支援へと転換した（厚生労働省、2005a）。

しかし、日本の母子世帯の母親の就労率は83.0%（厚生労働省2005b）と欧米諸国と比較しても極めて高率であり、平均的な就労時間も共働き世帯の母と比較して長い（大友、2004）という特徴がある。また、1997年の調査と比較して常用雇用者の割合が低下し、臨時・パートが増加（厚生労働省、2005b）する等、雇用環境は厳しさを増している。2002年の平均収入金額は一般世帯の589.3万円に対して、母子世帯は212万円（厚生労働省、2005b）に過ぎない。改正法では総合的な支援を謳っているが、施策は就労に偏りがちとなっており、その他の分野の施策は不十分である等、多くの課題がある。しかも、母子世帯に対しては、世間の偏見や無理解から母子にスティグマ感を抱かせることが多い上、健康状態が悪い傾向にあり、持ち家率が低い等、多くの深刻な問題が絡み合っていることが多い（大友、2004）。また、杉村ら（2003）が指摘するように、子どもの養育という視点から見ると、貧困の再生産に結びつく危険がある。

母子世帯の問題は、政治、経済、教育、保健医療、社会福祉等の多分野にわたる包括的な対策を講じることによって、社会全体の仕組みを変えていく作業が必要になるため、個人や当事者組織だ

けが対策を講じるのでは、問題を根本的に解決することは困難である。そして効果的な施策づくりをするためには、政治家や専門家、母子福祉担当の行政官等を含めた多くの関係者が関与することになるが、その際は当事者である母子世帯の母親達と共に政策を形成することが望ましい。この際、当事者個人の代表として当事者組織が参画することが考えられる。

また、近年増加しつつある離別や未婚・非婚の母子世帯の場合には、個人責任の問題に対して、なぜ公的な責任による支援システムの充実が必要なのかという俗論的疑問に対する戦いが必要であり、当事者の組織化は必要不可欠になる。

本稿は、日本の主要な母子世帯の当事者組織をとりあげ、組織化の背景、展開過程と活動内容、特に政策への関与方法を明らかにする。初めに、母子世帯の当事者組織の概念整理を行い、組織の特徴を明らかにする。次に、主に文献調査により各組織の事例分析を行い、当事者組織の意義について検討する。

本稿で取り上げる当事者組織は「財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会」、「NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ」、そして「NPO法人Wink」である。その他にも日本には幾多の母子世帯の当事者組織があるが、本稿では全国的に多くの会員数を有する3つの当事者組織を分析対象とした。

II. 母子世帯の当事者組織の特徴

1. 当事者組織の概念整理

母子世帯の当事者組織について述べる前に、「当事者組織」の概念を整理しておく。

当事者組織は英語でセルフヘルプ・グループ (Self-Help Group, 以下, SHG) やセルフヘルプ・オーガニゼーションと訳されることが多い。これまで、欧米諸国からSHGの概念・理論が日本の研究者¹⁾によって次々と日本へ紹介され、翻訳や理論の整理、日本のSHGの特徴や事例を加えた考察等、様々なSHGに関する研究が行われてきた。

例えば、ヒル (Hill 1984) は「セルフヘルプとは、一つの問題解決の方法であって、ふつう誰もが、その人生においてさまざまな問題に出会ったときにとる方法」であり、「SHGはメンバーの病気や障害等の問題を克服していくために結成され、問題を克服していくための知恵と工夫の伝えあい、メンバー同士の相互援助、メンバーの置かれている状況の改善という3つの主な活動に取り組む」と説明している。また、久保 (1988) は「セルフヘルプ・グループとはあらっぽくいって、同じ問題を抱えている人、患者であった人、いま患者である人、障害をもっている人、またその家族の人たちのグループだと考えてよい」と述べている。

また、岡 (1990) は日本におけるSHGの概念にふれながら、「日本ではSHG (自助グループ、自助組織) と当事者組織 (団体・集団) という二種類の用語が、欧米のSHGの概念を表現している」、「一般にSHGという用語が使われる場合は、グループのプロセス等、グループそのものに焦点をあてられて論じるが、当事者組織という場合、グループの周囲、すなわち一般地域住民や専門職団体・機関との関係により多くの注意が向けられているといえる」と相違点を挙げている。

日本において、SHGという用語は、保健医療系の分野の患者会や家族会を指す場合が多いが、岡 (1990) は「患者会・家族会のグループのプロセスが、ひとり暮らしの老人の会や父子・母子家庭の会のプロセスと本質的には同じなのだという認識がなければ、SHG論は出発しない」としている。つまり、日本で使用されているSHGは欧米のSHGの概念よりも分野や対象者を限定的に

捉える傾向がある。

本稿で使用する当事者組織という言葉は、欧米のSHG概念と同義の言葉として捉え、「同じ問題を抱えている人が支えあう組織」として用いる。

2. 母子世帯の当事者組織に見られる特徴

母子世帯の問題は女性を取り巻く家族問題、子育て問題や労働問題等が凝縮された形で存在しているため、母子世帯の当事者組織の特徴は、これらの問題に対して包括的に取り組む必要があることである。近年の社会経済環境の変化と少子高齢化による核家族化の中で女性に期待されている役割は増える一方であり、子育て支援は地域により大きな格差がある上、子育ての手間や教育費を中心とする経費の高さから出産は容易に決断できることではなくなっている。また、女性が労働市場に加わった場合、男女の賃金格差や不安定雇用の増加、年齢制限等の壁にあたり、低賃金のパート等を余儀なくされる場合が少なくないだろう。さらに母子世帯の場合には、差別や偏見が加わり、社会的にも経済的にも困難な状況に追い込まれることは容易に想像できる。

母子世帯の当事者組織の構成員は、離別、死別、未婚・非婚、別居、夫の失踪等の母子世帯となった要因の違いや母親の年齢、職歴、学歴等によって各世帯の置かれている立場が大きく異なり、これにより、多様な母子世帯の当事者組織が組織化される可能性がある。例えば、戦争による死別母子世帯と夫からの暴力が原因で離婚した母子世帯、そして事情により非婚のままの母子世帯等、要因が異なる者同士が集まった場合、容易に仲間として打ち解けることができるかどうかは疑わしい。また、母子世帯になった理由により「個人責任論」等の偏見や差別と戦う戦略が異なるため、組織化にあたっての理念、目標等が異なるものと考えられる。

Ⅲ. 日本における主要な母子世帯の当事者組織を事例として

1. 全国母子寡婦福祉団体協議会

(1) 組織化の背景および過程

全国母子寡婦福祉団体協議会（以下、全母子協）の旧名称である全国未亡人団体協議会（以下、全未協）は敗戦から5年後の1950年に結成された。

敗戦直後の荒廃と混乱の時代では多くの人びとが生活苦に喘ぐ中、戦争で夫を亡くした母子世帯の生活は非常に厳しいものであったと思われる²⁾。ダワー（Dower 1999）は「戦争未亡人も、表向きは立派な人たちとされたものの、実際は無視され差別されながら耐え忍ばなければならなかったが多かった。軍隊から夫の給金が来なくなり、戦争中の工場での稼ぎもなくなり、何百万人もの男たちが帰国し、戦争産業の廃止によって解雇された人々が少ない仕事口に殺到するなかで、金持ち未亡人以外の全員が、自力で自分と子どもたちの生計をたてねばならなかった」と当時の状況を分析している。

1946年に連合軍最高司令官の指令により、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給廃止（勅令第68号）がなされたが（総務省2005）、1953年8月に旧軍人恩給の復活が行われ、軍人とその遺族の大半は恩給法により処遇されることとなった（厚生統計協会2005）。これは講和条約の効力の発生に伴い勅令68号の効力がなくなったために復活となったのであるが、全未協の発足は恩給廃止と恩給復活の間の1950年である。つまり、恩給廃止により戦争未亡人への援護

が行き渡らなくなることを防ぎ、効率的に福祉による遺族救済を行いやすくするために未亡人を組織化させる力が働いたという可能性が考えられる。

初代全未協の事務局長となった山高（2001）は「昭和二十四年（1948年）に全国民生委員連盟にて初めての未亡人代表会議を開き、一方では同胞援護会の積極的な未亡人組織の推進が始まり、他の関係団体にも同じ動向が生じてきましたので、関係団体で懇談会を開き、GHQ担当官との会見を経て、母子福祉対策中央協議会³⁾の組織化をみることができました。（中略）昭和二十五年（1950年）三月、母子福祉対策中央協議会は全国未亡人代表者会議を開催。この会議の決議にもとづいて、全国未亡人団体協議会は結成されたのであります。」と当時の過程を振り返る。

また、全国未亡人代表者会議報告書によれば、組織化が必要な理由を以下のように説明している。「痛切な人道問題であり重大な社会問題である未亡人母子の問題に対しては…（中略）、なお、根本的に解決すべき態勢が整備されていない現状になり、さらに自主的な組織活動もまだ不十分であるので…（中略）あわせて未亡人自身の要望を社会的に発現する機会を得しめようとする…（以下略）」（山高2001）。

つまり、全未協は戦後間もない頃の未亡人母子の問題に対処するために当事者や関係者が不可欠であると考えていた当事者組織であり、時代の要請に応じるべく誕生した組織であったことが窺える。

(2) 現在の組織活動の概要⁴⁾

全未協は1954年に財団法人となり、1983年からは全母子協へとその名称を変えて現在に至る。全母子協は、各都道府県及び指定都市に所在する母子寡婦福祉団体の連絡調整並びに母子家庭及び寡婦の福祉に関する企画、活動、調査、研究、宣伝広報等である。

全母子協には、各都道府県・指定都市に所在する56の母子寡婦福祉団体が加盟し、これら56団体の下部組織として、さらに市町村単位の母子寡婦会が存在する。全国の各母子寡婦福祉団体の殆どは相談事業・日常生活支援事業・自立支援センター事業等、様々な事業委託を受けている。団体の中には、組織運営の財源確保や母子世帯及び寡婦の就業先の確保や福祉の向上のために、母子生活支援施設や学生寮の運営、喫茶店や売店・カフェテラスの経営、物資販売等の事業を営むものがある⁵⁾。

また、全国56団体を7つのブロックに分け、全国母子寡婦福祉研修大会の他、ブロック毎に毎年1回、母子寡婦福祉研究集会在開催されている。

(3) 組織の特徴

日本全国の各地域に存在しているため、当事者にとっては最も身近な母子福祉団体である。また、長年にわたって精力的に会の活動を行ってきた全国各地の母子世帯の母親である先輩達の知恵や経験が組織の中で息づいていることが全母子協の最大の特徴であり、強みである。

また、戦争のために母子世帯となった未亡人と子どものための戦後対策として組織された経緯があり、当初の会員は戦争による影響を受けた死別母子世帯が中心であった。その後、離婚の増加に伴い離別母子世帯の母親が徐々に増えてきてからは、両者の考え方の違いに組織としても戸惑いがあったことは否めない。例えば、1967年に事務局長となった鯉淵（2000）は「離

婚はだめだというのは、私は離婚者と未亡人を比べると、母親の子どもに対する教育が全然違うと思うから」「全国母子寡婦福祉協議会の会員が減っているけど、私は分けたほうがいいと思う。離婚と未亡人と、歯車が合いっこないじゃない」と述べている。

林（2000）は母子福祉の運動に関わった女性の記録をまとめる中で、彼女達が関わった全母子協について触れ、「会員数の減少と若年母子問題の解決の一步として、寡婦部と母子部の二部方式がとられている。（1999年時点で）⁶⁾二部体制は12年経ったが、2000年のアンケートでは傘下56団体中、母子部なしとするのは46%」としている。その後、庄司ら（2002）が2002年に当事者組織の実態と自治体との連携の在り方を探ることを目的に、全母子協の傘下にある都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体にアンケート調査をした結果、過去5年間の会員数の動向は、殆どの団体で会員数が減少（93.2%）し、母子部の有無については「ない」が38.6%と回答していた。つまり、母子部と寡婦部の二部方式が一般的であるとは言えない状況にある。結果的に、行政から母子福祉団体への支援として母子寡婦福祉団体に委託されている多くの事業から母子部、つまり離別母子が締め出されていることを意味する。

戦争未亡人の救済から始まった本組織であるが、鯉淵（2000）が「最近の若い母親は母子福祉会に入るように勧めても、姑みたいな人が大勢いる会はどうもねとか、会費はいくら、入会するとどんな得があるの等と言ってなかなか入会しない」と状況を語っているように、新規会員数の伸び悩みを抱えている。これまでの経験を生かしつつも新たな時代に合わせて活動していく転換期にあり、寡婦と若い離別母子世帯の母親と一緒に活動していくことの難しさを抱えているのが本組織のもう一つの特徴であると言えよう。

（4）政策への関与方法

全未協は母子福祉に関する施策が殆ど整備されていなかった戦後間もなくの時代に組織が結成され、その直後から国への要望運動を開始している。まず、組織結成の翌年1951年の母子福祉総合法制定運動の開始である。この時の様子は「全国組織をいかして請願署名活動を行い、六月～十一月に五万人の署名を得て、これを五月雨戦術と称して、細く長く国会に提出、議員諸氏の注意を喚起した」（山高2001）とあるように、まさに根気強い運動であったことがわかる。そして、母子福祉法案起草の作業、1952年に公布された母子福祉資金貸付等に関する法律に至るまでには繰り返し陳情を行い、その後も同法の改正運動を行っている。その後は、母子年金制度獲得の運動による1959年国民年金法の母子福祉年金支給の決定、生別母子世帯の対策樹立の要求と運動による1961年の児童扶養手当制度の獲得、そして全未協結成後の宿願であった1964年の母子福祉法の成立へと続く。その後も1968年の寡婦福祉貸付金を目指した運動と予算獲得、寡婦控除引き上げの運動、1979年から始まった寡婦福祉法実現運動のために五月雨戦術による国会事務局の請願課へ350万人分の署名を2年余りかけて毎日提出を続けた（鯉淵2000）。その結果、1981年に母子及び寡婦福祉法の実現に至る等、粘り強い運動を続けてきたのである。

本組織が展開してきたことは請願、陳情、署名等の直接的な政治的活動だけではなく、国や世論に理解と協力を求めることであった。例えば、全国大会や関係式典に皇族の臨席を仰ぐ等、今日に至るまで皇室関係者とは縁が深い。また、全未協の結成大会時に国会議員や行政官、マスコミ関係者が来賓として祝う等、密接に連携をとり、協力体制を保持してきた。

このように、全母子協は精力的に各種母子施策の成立と充実に力を注いできたが、近年は

1981年前後に匹敵する大規模な政策要求運動は見られず、会員数も年々減少する状況にある。

2. NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

(1) 組織化の背景および過程⁷⁾

本法人の前身は、児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会（以下、児扶連）であり、1980年に発足した。

1962年に施行された児童扶養手当法は、その後の1970年代に離婚率の大幅な上昇により児童扶養手当受給者が急増したため、1979年には窓口規制への検討がなされた。例えば、当時の厚生省が児童家庭局企画課長名で各都道府県民生主幹部（局）長宛の各種通知により受給資格の認定を厳密にするよう指示した等である。中でも遺棄の認定基準の厳格化や母親の男性関係を厳しく監視する等、非婚の母親や遺棄を社会道徳に反するとして厳しく取り扱うという態度を示した。

これに対抗すべく、1980年に母子世帯の母等への児童扶養手当の切り捨てに抗議して集まったのが児扶連の始まりである。1985年に成立した児童扶養手当法改正は厳しい内容となったが、児扶連の運動の成果等もあり、一部（未婚の母は現行どおり支給対象、支給期間7年は現行どおり支給、夫の所得制限は凍結）は阻止することができた。

また、1985年には児扶連の会員が非婚の母には寡婦控除を認められないことで異議申し立てを行うと共に、プライバシーの侵害に当たるとして未婚の母子調書を拒否している。1992年にはこれとは別の児扶連会員が認知後に児童扶養手当を打ち切るのは差別に当たるとして日本弁護士連合会に人権救済を申し立てる等、児扶連の会員達は母子世帯への差別を社会に訴える活動を行ってきた。また、1993年6月には日本初の非婚の母の会が児扶連に発足した。1994年2月に児扶連はしんぐるまざあず・ふぉーらむ(以下、SMF)へと改称した。

(2) 現在の組織活動概要⁸⁾

現在の会員数は約900人であり、大阪、東京、福岡の三ヶ所で月一回の定例会を開催している（赤石2003）。また、2004年には本法人が母体となる、しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄がサークルとして発足している。また、ホームページ（以下、HP）を開設し、情報提供、交流の場づくり、調査・提言、会の紹介等を行っている。その他、ニュースレター発行、新年会、クリスマス会、夏の一泊旅行、サポートクラス等を実施している。

また、調査事業では、2001年に会員に向けて実施した年金加入状況調査は「シングルマザーの年金加入調査報告書」、2002年の就労実態調査は「母子家庭と仕事調査報告書」、2003年の子育て調査は「母子家庭の子どもたち」という冊子に其々まとめて刊行している。

その他には、2003年度にサポーター養成講座を開催後に「シングルマザーの自立を応援するサポーターのためのテキスト」を刊行し、2004年には養育費シンポジウム、母子家庭の親子交流ワークショップ、シングルマザー向け養育費・子育て無料相談を実施し、養育費シンポジウムの終了後は、そのビデオと記録冊子「養育費をもらいましょうーひとり親のこどもたちのために」を作成している。

また、講師を派遣する講師派遣事業、暮らしに関する相談を有料で受ける暮らしの相談室（離婚・非婚の母の相談、年金・ライフプラン相談、メンタル・キャリアカウンセリング）という

名称の相談事業、各種セミナー開講等である。2005年1月には「ひとり親家庭相談員養成講座」を開催する等、幅広い事業を行っている。

(3) 組織の特徴

SMFは全母子協のように全国の市町村レベルにまで会員がいるような巨大組織ではなく、主な活動拠点も会がある東京と大阪、福岡に限定されている。しかし、会誌から情報を入手できることやインターネットの普及により、遠方の会員が迅速に組織や会員仲間につながる事が可能になっている。インターネットを活用する方法は最近では多くのSHGに共通して見られるが、この組織も例外ではない。

この組織の特徴の1つは、その児童扶養手当に関する取り組みから始まった政治的活動の活発さであり、政策形成に当事者の声を届けようとする姿勢のひたむきさである。また、日本発の非婚の会が含まれていることであろう。児童扶養手当制度の中で非婚の母子が不当に扱われていたことがあるため、同じ悩みや怒りを持つ者が活動をする中で結びつきの必要性を感じて会を結成していくのは、むしろ自然な流れであると言える。

非婚の会の他にも、離婚の会や各地のグループがあることから、会員は自分が希望する仲間の種類や地域を選択することが可能になっている。また、関心のある分野やテーマに基づいて会員が会の中にある様々な活動を選択することができるのがこの組織の特徴といえる。

(4) 政策への関与方法

全未協や全母子協は行政、政治家等と協調しながら母子福祉政策形成に関与しており、いわば協調型の政治的活動を展開してきた。一方、児扶連の時代を含むSMFは行政、政治家等と緊張感を持って接する対抗型の政治的活動を展開してきた。この背景には、それぞれの当事者組織が組織化された時代背景と政治的後ろ盾の有無、補助金の有無等が異なるためであり、両者が政治的行動を共にできない要因ともいえる。

例えば全未協は遺族援護や戦没者遺族の福祉に関心が向けられはじめていた1950年に組織化されたが、その前年に1949年自由民主党母子寡婦福祉対策議員連盟が発足している。そして、全未協が結成されて以降、現在に至るまで全母子協の相談や要望の窓口となっている⁹⁾。このように、全母子協は政権与党と密接なつながりを持っており、協調しながら政治的活動を展開してきたのである。

一方、児扶連は1970年代に離婚数の増加によって離別母子世帯数が増えたことに伴い、児童扶養手当受給者の急増に対処するために社会道徳に反すると国が判断する母子世帯に対して児童扶養手当を引き締めようとする動きが出てきた頃に、これを阻止しようと発足したのである。集会や抗議行動、署名集め、要望書提出等の活動に止まらず、最近では助成金を受け、会員を対象とした各種調査結果をまとめて具体的な交渉の根拠にする等、組織の声を政策に反映させる工夫を続けている。特に1998年までは婚外子と非婚の母への差別があり、認知されると養育費の受給の有無に関わらず児童扶養手当が支給されていなかった。この矛盾に第一声を挙げたのは児扶連の会員であり、それを支えていたのは児扶連であった。

児扶連が行ってきた児童扶養手当に関係する主な政治的活動を表にまとめた¹⁰⁾。これから1980年以降、国は母子世帯の種類により善悪を決め付けると共に、児童扶養手当の予算を減ら

すように制度を変えつつあることがわかる。この傾向はその後も変わらず、2002年にはさらに児童扶養手当制度が厳しい内容となっている。

また、彼女らの政治活動は児童扶養手当に関することだけではない。児童育成手当やひとり親家庭医療費助成、ひとり親家庭の行政サービス等を含めた母子世帯のための福祉制度の維持や向上のための幅広い政治的活動を展開している組織であるといえる。

表 児扶連（しんぐるまざあず・ふぉーらむ）の児童扶養手当に関係した主な政治的活動

1980年	・遺棄、事実婚の範囲について厚生省交渉
1984年	・児童扶養手当改悪案に対し厚生省前抗議行動 ・中野、早稲田で反対集会開催 その後広島、福井、大阪、松山、富山等で反対集会が開かれる ・全国で反対請願署名運動に取り組む（14万1,725名） ・厚生省交渉、国会要請行動活発にとりくむ ・児扶連会員に対し、都からの電話に男性が出たことで事実婚の疑義生じ児童扶養手当保留になり、東京都と交渉。
1985年	・中野で集会、国会要請行動活発に続ける ・児童扶養手当法改定案成立後、「抗議！児童扶養手当法改悪 それでも負けないぞ！」集会 ・児童扶養手当の第三号調査や生計維持調査、事実婚の定義をめぐる問題について東京都、厚生省と交渉
1992年	・児扶連の会員が、認知後児童扶養手当を打ち切るのは差別と日本弁護士連合会に人権救済を申し立て
1993年	・「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告」に対する意見書を法務省及び法制審議会に送付
1994年	・「なくそう！婚外子と非婚の母への差別」集会
1997年	・中央児童福祉審議会児童扶養手当部会に要望書提出 ・児童扶養手当所得制限の大幅切り下げ案浮上、働きかけで300万円に
1998年	・「母子家庭の暮らしはどうなるの?! やめて！児童扶養手当の削減」集会開催

出所) しんぐるまざあず・ふぉーらむ「シングルマザーに乾杯！－離婚・非婚を子どもとともに」をもとに作成

3. NPO 法人 Wink

(1) 組織化の背景および過程¹¹⁾

本法人の創設者であり現理事長である新川は二度目の離婚後、インターネットで仲間探しを始めたが、検索サイトで母子世帯というキーワードにヒットするサイトがなく、求めているネット上のシングルマザーのコミュニティへはアクセスができなかった。

そこで自ら1997年12月に日本初のシングルマザーによるシングルマザーのためのコミュニティサイト「母子家庭共和国」を開設した。現在1日4万人が訪れるコミュニティへと成長している。

「母子家庭共和国」の情報を求めているのはシングルマザーだけではないため、家庭、子育て、中絶、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント等の問題に直面している人々

からの声を受け、広く女性問題を受け止めることにしている。HPの立ち上げから5年間はボランティア活動の一環として運営してきたが、ウェブサイトの運営費の問題があり、また、児童扶養手当の改悪や養育費未払いの問題、ひとり親家庭の就労問題、住宅問題等、サイトに寄せられる様々な問題を目にするうちに何らかの社会貢献事業として団体を継続的に運営していきたいと決意し、2002年7月にNPO法人Wink（以下、Wink）を設立した。

(2) 現在の組織活動概要¹²⁾

HP上に「NPO法人Winkはひとり親家庭の自助グループや当事者限定の団体ではありません。当事者と支援者を結ぶ活動を目指しております」と記載されているとおり、Winkは母子世帯の当事者組織というよりは、父子世帯の父親や子どもを含めた広い対象に目を向けた活動を展開している。しかし、Winkはシングルマザーを支援する「母子家庭共和国」から発展したものである上、会員の8割以上が離婚による母子世帯であることから、本稿ではWinkを母子世帯の当事者組織の一つとして取り扱う。

正会員は全国に1,000人おり、活動は主にインターネットでの情報発信を中心に行われ、相談事業やカウンセラー養成、講演講師の派遣、調査出版事業等を行っている。また、就労支援や住宅支援、生活支援等の新しい支援策を企業との提携により生み出し、会員サービスとして提供している。

2003年9月から2004年8月までの事業報告によれば、①母子家庭の養育費の受給状況をまとめた「自分でデキル養育費強制執行マニュアル」の刊行、②DV問題や家庭内問題における週2回の無料電話相談、③親子コンサートの開催、④養育費実態調査イベントの開催、⑤主婦とシングルマザーのための再就職支援セミナー、⑥年4回の会報誌の発行、⑦HPによる活動内容及び成果の公表やメールニュースの発表、の7つの事業を実施している。

その他、2002年度には会員アンケートで養育費未払い実態を調査し、「僕らには親が別かれても愛される権利がある」を刊行し、翌年度には養育費実態調査報告シンポジウムを開催している。2003年度にはDV無料相談ホットライン事業として無料電話相談事業の拡大、2004年度はひとり親家庭向け就労支援マッチングシステムづくり等、他にも講演講師の派遣や各種セミナー開講、交流会やフリーマーケットの開催等、幅広い事業を展開している。

(3) 組織の特徴

Winkの特徴は以下の4つである。第1にインターネットを活用した多様な情報発信と情報交換である。真剣な相談等もあるが、いずれのサイトも初めての者でも参入しやすい雰囲気がある。

第2に、設立者であり、現在理事長でもある新川の強い個性と知名度の高さである。芸能界で活躍していた経歴を持つ新川は、新聞、雑誌、テレビでも数多くの取材を受けており、Winkを代表する顔として活躍している。

第3に運営方法のユニークさである。一般的に当事者組織は当事者以外の者が入りにくいものであるが、Winkの運営構想は母子世帯や父子世帯等のひとり親世帯の当事者だけが活動するものではなく、専門家や企業を巻き込む方法を考えているため、当事者以外でも関与しやすくなっている。多くのNPO法人が行政から委託金や助成金を受けて事業を行っているのとは異なる。

り、専門家や企業等と協力しながら運営を行っている。

第4には、養育費問題に力を入れていることである。新川は「私がWinkでしたいことは養育費を子どもの権利として社会に啓発活動をしていくことです」¹²⁾と述べている。Wink設立から「養育費実態調査－僕らには親が別れても愛される権利がある」、 「自分でデキル養育費強制執行マニュアル」、そして養育費支払いの現状や面接交渉の現状が書かれている「離婚家庭の面接交渉実態調査 — パパ、ママ離婚しても会えるよね —」の3冊が刊行されており、その他にも養育費の日イベントの開催や講師派遣等を行っており、重点的に活動している。

(4) 政策への関与方法

Winkは全未協のように母子福祉の制度が殆ど整備されていない状況で必要に迫られて各種の制度を勝ち取ってきた時代に結成されたわけでもなく、児扶連のように児童扶養手当の切捨てをくい止めるために結成された団体でもない。むしろ、離別母子世帯を中心にしたひとり親世帯が抱える日常の情報交換や悩み相談、愚痴こぼし等の場所を求めて、多くの当事者がインターネットのサイトを閲覧するようになったことが組織化の契機なのである。

新川は「こうやって動いてみるまでは政治なんて一個人が動いたところで何も変わらないとあきらめていたが、当事者が声を上げることが大切だということを実感した」と2002年の児童扶養手当抑制案に対する請願運動（反対運動パレードや院内集会、署名活動）について述べている¹³⁾。Winkを請願運動に誘ったのはSMFであり、この時の請願運動には、WinkとSMF、そしてハンド・イン・ハンドの会¹⁴⁾の3つの当事者組織が参加している。

その後は養育費問題について、2003年10月に法務省のHPに養育費未払い制裁金の新案をバブリックコメントとして提出し、翌月には法務省法制審議会のヒアリング参考人、また2004年の8月には東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会からヒアリングを受ける等、Winkは養育費に関する重要な参考人として施策協議の場で意見を述べている¹⁵⁾。つまり、Winkは日頃から積極的な政治的活動を展開している組織とはいえないが、必要な時には他の当事者組織と共に政治的活動を行う時もある。また、養育費問題は得意分野であるため、関係省庁や地方公共団体の中ではWinkの知名度が高く、影響力が大きいことがわかる。Winkは比較的新しい組織であるため、政策への関与方法はまだまだ未知数であり、今後の動向が注目される組織である。

IV. おわりに

母子世帯の当事者組織の特徴である「各組織には、死別、離別、未婚・非婚等の類似した背景を持つ者同士が集まりやすい」と「組織は母子世帯の問題に包括的に取り組む必要がある」については、いずれの組織にも共通して見られた。特に各組織が母子世帯の問題に取り組むために実施している活動内容は非常に広く、交流、就労支援、子育て支援、生活支援、養育費の確保、各種セミナーや相談事業、カウンセリング等の生活全般に関わる幅広い事業を展開していた。また、いずれの組織も母子福祉の政策決定に影響力を与えるための政治的活動に携わっていた。

従来の母子福祉施策は、時代背景や予算条件、母子世帯となった理由に対する偏見等の様々な要素が交じり合っただけでつくられてきたものである。戦後間もなくの母子福祉施策が未整備であった時代には、国の戦争未亡人への戦後補償の重視という後押しがあり順調に全未協の声が施策づくりに反

映されたが、近年は離別母子世帯の増加に伴い、様々な理由をつけて児童扶養手当等の母子福祉予算を削減していく方向に変わりはない。これに対抗するべく、SMF等の当事者組織は必要があれば他の組織と協力しながら精力的に請願運動を繰り返し行って来た。しかし、母子福祉施策、例えば児童扶養手当の見直しについてみると、当事者組織の政治的活動により、ある程度の譲歩を勝ち取ることはあったが、結果的には後退を余儀なくされているのである。

注

- 1) 日本では、例えば久保（1998）や岡（1990）が欧米の代表的な SHG 研究をまとめて概念整理を行っている。
久保絃章（1998）「セルフヘルプ・グループとは何か」久保絃章・石川到覚編著「セルフヘルプ・グループの理論と展開」中央法規
岡知史（1990）「セルフヘルプグループの概念をめぐる - 欧米の代表的な概念の研究を参照しながら」『社会福祉学』31（1）
- 2) 鯉淵（2000）は「その頃の国情では同胞援護会の惜しめない協力がなかったならば、日本国中に母子心中が絶えなかったのではなかろうか。二十四年から二十六年（1949年から1951年）にかけて各都道府県の未亡人たちは同胞援護会の励ましによって一斉に立ち上がり、その組織の礎を築いていったのである」と述べており、当時の母子世帯が心中を選ばざるを得ないほど悲惨であったことがわかる。
- 3) 同胞援護会、日本社会事業協会、全国民生委員連盟、母子愛育会、日本遺族厚生連盟、全国母子保護連盟、全国授産連盟の7団体で構成された。
- 4) 「全国母子寡婦福祉団体協議会」（<http://zenbo.org/>, 2005.3.24）を基にまとめた。
- 5) 平成16年度全国母子寡婦福祉研修大会資料を参考にまとめた。
- 6) () は著者が補足した。
- 7) しんぐるまざあず・ふぉーらむ（2001）の年譜「児扶連→しんぐるまざあず・ふぉーらむの二〇年」を参考に筆者がまとめた。
- 8) 以下から抜粋してまとめた。
「NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」（<http://www7.big.or.jp/~single-m/>, 2005.3.19）
しんぐるまざあず・ふぉーらむ（2004/2005）『しんぐるまざあず・ニュース』46（85）、47（86）、49（88）、50（89）
- 9) 全母子協事務局より2005年9月2日にヒアリングしたもの。
- 10) しんぐるまざあず・ふぉーらむ（2001）の年譜は児扶連発足の1980年～2000年までの政治的活動に限定されている。
- 11) 以下の著書や「NPO 法人 Wink」（<http://www.npo-wink.org/npo/column/index.shtml> 2005.3.24）を基に要約した。
新川てるえ（2004）『自分でデキル養育費強制執行マニュアル』ひつじ書房。
NPO 法人 Wink（2003）『僕らには親が別れても愛される権利がある！ - 養育費実態調査』ひつじ書房。
- 12) 「NPO 法人 Wink」（<http://www.npo-wink.org/npo/column/7.shtml> 2005.3.24）から抜粋。
- 13) Wink の NPO 法人運営コラムから抜粋。（<http://www.npo-wink.org/npo/column/> 2005.3.23）
- 14) 参議院議員の円より子氏が1981年に離婚女性のネットワークとして発足させた組織。
- 15) 以下から抜粋してまとめた。
「NPO 法人 Wink」（<http://www.npo-wink.org/npo/column/index.shtml> 2005.3.24）
新川てるえ（2004）『自分でデキル養育費強制執行マニュアル』ひつじ書房。

